

～「犬山らしさ」を生かしたスポーツ事業の支援～
令和6年度いぬやまスポーツコミッション補助事業**■ 目的**

本事業は、スポーツの持つ幅広い価値を、犬山市を取り巻く課題の解決にも活用し、犬山市の活性化や犬山ブランドの確立を図ることで、にぎわいあふれ、市民が誇りをもてるまちを目指すため、犬山ならではの多様な自然や人脈等、本市が有する地域資源を生かしたスポーツ事業を市内で開催する民間事業者支援(補助金交付等)をします。

■ 対象事業

次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、本事業の目的に資する『事業』

- (1) 事業名に「犬山」(表記は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれも可)が入ったスポーツ(ニュースポーツやレクリエーションも含む)事業
- (2) HP等広告媒体を通して市の魅力を広く発信する事業
- (3) 市民が参加できる事業
- (4) 市内(広域で開催される場合は、犬山市を含んでいること)で開催される事業
- (5) 非営利の事業
- (6) 犬山市の補助金が充てられていない事業

■ 事業選定の視点

- (1) 市の認知度の向上に期待できる魅力ある事業か。
《評価》参加者数、市内外へのPR方法等
- (2) 交流人口の拡大等地域社会への発展性がある事業か。
《評価》関係者(参加者、スタッフ)の市内宿泊施設での宿泊数
関係者(参加者、スタッフ)の市内各所での散策や観光のPR
- (3) 将来にむかって継続的に行われていく事業か。
《評価》過去の実績、今後の計画等
- (4) 自己努力による資金確保に努め、実行可能な事業計画であるか。
《評価》事業計画書及び収支予算書
- (5) 事業の実施が市民生活や活動を著しく阻害しないか。
《評価》交通規制を伴わない事業である。
公共体育施設(学校体育館も含む)以外で実施される事業である等

■ 交付対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年間で、同様のスポーツ事業を自ら企画し行った実績があること。
- (2) 会則、規則等を有すること。
- (3) スポーツ事業の実施に関し、明確な会計経理がなされていること。
- (4) 政治及び宗教活動を目的として設立された団体ではないこと。
- (5) いぬやまスポーツコミッションに入会している団体であること。

■ 補助金額

- (1) 1事業につき、予算の範囲内において当該補助事業に係る別表に定める補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次のとおりとする。
1事業につき最大10万円

補助対象経費

区分	摘要
報償費	謝礼、賞品代
需用費	事務用品費、印刷製本費、光熱水費、看板等設置費
旅費	交通費
役務費	切手代、振込手数料、広報代(WEB掲載料)
委託料	警備員、会場設営、HP作成等を業者に委託した場合の委託料
使用料及び 賃借料	会場及び備品の使用料等

■ その他の支援

- (1) 宿泊先の紹介
- (2) 開催PR(市広報、市HP、いぬやまスポーツコミッションHPへの掲載)
- (3) わん丸君の貸し出し
- (4) 大会において、「いぬやまスポーツコミッション特別賞」を参加者に授与する場合は、犬山市特産品協会の商品(1万円相当)を贈呈

■ 事業決定までの流れ

- 1 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いぬやまスポーツコミッションの審査を受ける必要があるため、次の各号に定める書類（以下「審査書類」という。）をいぬやまスポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が定める日までに会長に提出するものとする。
 - (1) いぬやまスポーツコミッション補助事業申請書（様式第1）
 - (2) 事業計画書（様式第2）
 - (3) 収支予算書（様式第3）
 - (4) 団体調書（様式第4）団体の規約を添付
- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内において事業を選定し、補助金等を交付する。